

バイク置場使用契約書（見本）

団地管理組合法人加古川グリーンシティ管理規約及び使用細則に基づき、組合員全員の利益のため、バイク置場使用契約者（以下甲という。）と団地管理組合法人加古川グリーンシティ（以下乙という。）は、バイク置場の利用を目的とするバイク置場使用契約を以下の条項により締結する。

- 第 1 条 乙はその管理に係るバイク置場（以下本バイク置場という。）を甲のバイクの駐輪を目的として甲にその使用を許可する。
駐輪車両は、原動機付自転車・普通自動二輪車・大型自動二輪車に限る。
- 第 2 条 甲は本バイク置場をいかなる第三者にも譲渡、若しくは転貸することはできない。
- 第 3 条 本バイク置場の月額賃貸料は1,000円とする。甲は毎月月末までに翌月分の賃貸料を乙に支払うこととする。
ただし、1ヶ月未満の賃貸料は1ヶ月分とする。物価水準その他の事由により賃貸金額が不適当になったときは改正することができる。
- 第 4 条 甲は、本バイク置場に駐輪する車両の車両番号を乙に届出なければならない。
- 第 5 条 乙は、天災地変、盗難滅失、その他の理由、若しくは犯罪により、甲が受けた損害に対しては賠償の責を負わない。
- 第 6 条 甲又はその関係者が故意若しくは過失により、バイク置場、又はその他に損害を与えた場合、甲はその全額を賠償する責を負う。
- 第 7 条 本契約期間は平成 年 月 日より平成 年12月31日迄とする。
本契約期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも更新拒絶を相手方に通知しなかったときは、本契約期間満了の翌日より向こう1ヶ年同一条件をもって更新する。以後同様とする。
- 第 8 条 バイク置場の使用にあたり次の事項を甲は、厳守する。
(1) 乙の指示及び場内標識に従う。
(2) クラクション等他に迷惑を及ぼす騒音等をできるだけ発しない。
(3) バイクを離れるときは車両に施錠する。
(4) 駐輪場内の他の車両、施設、又は器具等に損害等を与えたときは、速やかに管理事務所に連絡し指示を受ける。
(5) バイク置場内にはバイク以外のものを置かない。
- 第 9 条 契約の解除
(1) 甲が乙の承諾無く第3条に定める賃貸料の前払いを怠ったときは乙は甲に対し何等の通知、催告を要せず本契約を解除することができる。
(2) 甲が本契約の条項に違反、又は正当な事由なく乙の指示に従わないときは、本契約を解除することができる。この解除については甲は乙に何等異議を申し立てない。
- 第 10 条 本バイク置場に駐輪するバイクには、乙が発行する指定シールを後輪カバー後部のよく見える位置に必ず貼付する。
- 第 11 条 本契約に定めのない事項については乙の裁量による。
上記の契約を証するために本書2通を作成し甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 棟 号

組合員：氏 名 _____ 印

使用者：氏 名 _____

(乙) 団地管理組合法人加古川グリーンシティ

_____ 印

駐車場使用契約書第 駐車場 No. _____ (見本)

団地管理組合法人加古川グリーンシティ管理規約の規定に基づき、組合員全員の利益のため、駐車場使用契約者（以下甲という。）と団地管理組合法人加古川グリーンシティ（以下乙という。）は、駐車場の利用を目的とする駐車場使用契約を以下の条項により締結する。

第 1 条 乙はその管理に掛かる駐車場（以下本駐車場という。）を甲の自動車の駐車を目的として甲に使用を許可する。駐車車両は、車両全長が 5m 以下の車両に限る。

第 2 条 甲は本駐車場をいかなる第三者にも譲渡、若しくは転貸することはできない。

第 3 条 本駐車場の月額賃貸料は 7,000 円とする。甲は毎月月末までに翌月分の賃貸料を乙に支払うこととする。ただし、1 ヶ月未満の賃貸料は 1 ヶ月分とする。物価水準の騰落及び他の駐車場賃貸料との比較上、又はその他の事情により賃貸料が不相当となった場合は、改訂することができる。

第 4 条 甲は本契約と同時に保証金として月額賃貸料 2 ヶ月分を乙に預託するものとする。
なお、保証金に利息は附さない。

第 5 条 甲は、本駐車場に駐車する車両の車両番号を乙に届出なければならない。

第 6 条 乙は、甲の車両、その積載物、携帯品、取り付け物等については一切保管の責を負わない。

第 7 条 乙は、天災地変、盗難滅失、その他の理由、若しくは犯罪により、甲が蒙った損害に対しては賠償の責を負わない。

第 8 条 甲又はその関係者が、故意若しくは過失により、駐車場、又はその他に損害を与えた場合、甲はその全額を賠償する責を負う。

第 9 条 本契約期間は、平成 年 月 日より平成 年 12 月 31 日迄とする。
本契約期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも更新拒絶を相手方に通知しなかったときは、本契約期間満了の翌日より向こう 1 ヶ年同一条件をもって更新する。以後同様とする。

第 10 条 駐車場の使用にあたり次の事項を甲は、厳守しなければならない。

- (1) 乙の指示及び場内標識に従うこと。
- (2) 警笛等他に迷惑を及ぼす騒音等をできるだけ発しないこと。
- (3) 車を離れるときはドア等に施錠すること。
- (4) 場内の他の車、施設、又は器具等に損害等を与えたときは速やかに管理事務所に連絡し、指示を受けること。
- (5) 出場車両優先通行とする。
- (6) 駐車場内には自動車以外のものを置かないこと。

第 11 条 契約の解除

- (1) 甲が乙の承諾無く第 3 条に定める賃貸料の前払いを怠ったときは乙は甲に対し何等の通知、催告を要せず本契約を解除することができる。
- (2) 甲が本契約の条項に違反したとき、又は正当な事由なく乙の指示に従わないときは、本契約を解除することができる。この解除については甲は乙に何等異議を申し立てないものとする。

第 12 条 乙は甲の車両入れ替えのための車庫証明申請書の発行に際して事務手数料として 8,000 円を受領するものとする。（車両購入の証明になる書類の添付を義務付ける。）

第 13 条 甲は本駐車場に駐車する車両には乙が発行する指定シールをルームミラー裏面に必ず貼付する事を義務付ける。

第 14 条 本契約に定めのない事項については乙の裁量による。

上記の契約を証するために本書 2 通を作成し甲乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

車両登録番号

(甲) 棟 号

組合員：氏名 _____ 印

使用者：氏名 _____

(乙) 団地管理組合法人加古川グリーンシティ

_____ 印

区分所有者変更届出書（見本）

平成 年 月 日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

棟 号室

(旧) 区分所有者

下記事由により平成 年 月 日付をもって、区分所有者を下記の通り変更します。規約第 33 条の定めにより連署を以って届出します。

記

変更事由

新区分所有者

氏 名

印

TEL

現住所

勤務先

TEL

仲介業者名

社印：担当者名（ ）

TEL

旧区分所有者

氏 名

印

TEL

連絡先

仲介業者名

社印：担当者名（ ）

TEL

管理費の支払期日

旧区分所有者 平成 年 月迄

新区分所有者 平成 年 月から支払を開始します。

※ 注意 管理費については双方で相談の上、記入して下さい。
仲介業者名の記入及び4ヶ所の押印を確認して提出して下さい。

第三者占有に関する誓約書（見本）

平成 年 月 日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

管理規約第 19 条第 2 項に基づき、区分所有者、占有者共に管理規約第 19 条他の遵守事項を承諾の上、本誓約書を提出します。

棟 号室 区分所有者 印

住 所 TEL

仲介業者名（区分所有者側）

印 TEL

住 所

担当者名

第 三 者 （占有者）

印

仲介業者名（占有者側）

印 TEL

住 所

担当者名

不在者届出書（見本）

平成 年 月 日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

管理規約第 33 条（届出義務）、使用細則第 5 条（届出事項）により、本書を提出します。

棟 号室

区分所有者 印

期 間 月 日 ～ 月 日 日間

目的 の為

留守にしますので届出します。

※非常連絡先

住 所

氏 名

TEL（昼間）

TEL（夜間）

携帯電話番号

専有部分内装工事届出書（見本）

平成 年 月 日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

棟 号室

区分所有者 印

管理規約第 33 条（届出義務）、使用細則第 6 条（承認事項）により、専有部分の内装工事を行うにあたり届出をします。

1. 住居番号 棟 号室

2. 工事実施日 自 月 日～至 月 日迄

3. 施工場所

4. 施工内容

5. 施工会社

社印 TEL

住所

- ・上記工事にあたり、事前に隣接・上下住居等に連絡の上、工事を着手させて戴きません。
- ・フローリング床施工の場合には、遮音等級 L-45 以上の材質を使用して、階下の承諾書を添付します。
- ・その他駐車場等の使用については、団地管理組合法人の指示に従います。

※本書は、使用細則第 6 条第 3 項に基づき、3 週間前に工事図面・仕様書を添付の上提出のこと。

※水周り（キッチン・洗面台・風呂場・トイレ等）リフォーム時は、現状・工事中・完了時の写真を提出して下さい。

物置設置許可申請書（見本）

平成 年 月 日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

棟 号室

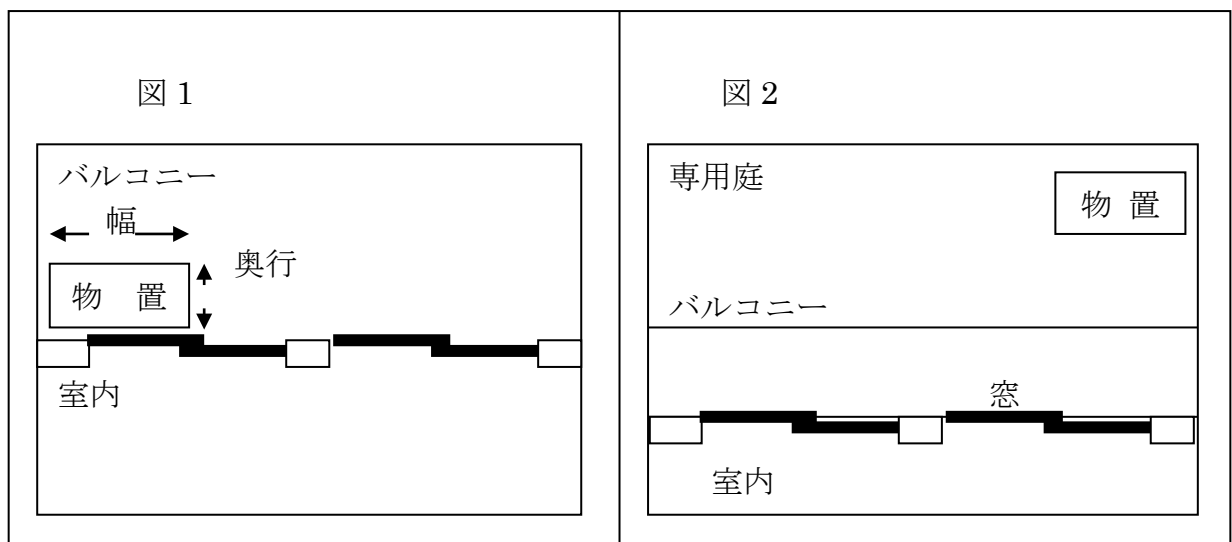
区分所有者 印

管理規約第 18 条、使用細則第 3 条（禁止事項）第 8 号、第 9 号の物置の設置に関し、設置許可申請書を提出します。

物置の設置にあたっては、次の条項を厳守します。

1. 物置は、1 台とする。
2. 物置の設置場所及び置き方は、下図（1）及び（2）に指定された通りとする。
3. 物置の大きさは、高さ 180 cm×幅 90 cm×奥行 45 cm程度以下の物とする。
4. 高さ 100 cm以上の物置をバルコニーに設置する場合は、団地管理組合法人が指定する業者で転倒防止工事を行う。ただし工事代金は、設置者負担とする。
5. 物置の設置に起因する、共用部分及び他の居住者への損害、苦情は設置者が一切の責任を負う。

設置申請例



その他の提出書類

1. 預金口座振替依頼書（管理費、修繕積立金収納口座）
2. 入居者台帳（団地管理組合法人に提出）
3. 住民台帳（自治会に提出）